

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 30 年 6 月 25 日現在

機関番号：37103

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K11440

研究課題名(和文) 高齢者の誤嚥事故分析による歯科支援の可能性に関する検討

研究課題名(英文) Malpractice litigation analysis over accidental choking and dentistry support of the elderly in Japan

研究代表者

濱寄 朋子 (Hamasaki, Tomoko)

九州女子大学・家政学部・教授

研究者番号：60316156

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：近年、誤嚥事故が相当数発生し、誤嚥による死亡事故訴訟の判例で病院や施設の法的責任が認容されるケースが増加している。本研究の目的は、高齢者の誤嚥が問題となった訴訟判例(1997-2015年)を対象として、高齢者の誤嚥事故訴訟において、医療および介護従事者の法的責任に関連する要因を特定することである。勝訴判決に関連していた因子は、誤嚥予見性、食事監視の有無および不適切な食事介助であった。嚥下障害の有無および食物選択と判決に関連はみられず、高齢者の窒息事故を予防するためには、誤嚥予見性と食事の見守りが重要であることが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：The elderly are prone to choking while eating. Malpractice litigation has occurred in Japan following accidental choking in the elderly. This study examined the decisions of litigated dental malpractice cases in Japan to identify factors related to accidental choking in the elderly. The study analyzed decisions in malpractice litigation over accidental choking deaths in the elderly in Japan between 1997 and 2015. The incidences of prior aspiration foreknowledge, failure to attend part or all of a meal, and inappropriate feeding were significantly higher when the court decision recognized caregiver liability than when no caregiver liability was found. To prevent accidental death from choking in the elderly, it is important to foresee aspiration, monitor eating, and resuscitate the individual after an accident.

研究分野：社会系歯学

キーワード：誤嚥 窒息 高齢者 医事訴訟

## 1. 研究開始当初の背景

近年、急速な高齢社会の進行に伴い、介護にもなう事故が増加することが予想される。これらの事故で、誤嚥事故が相当数発生していることが報告されている(厚生労働省、食品による窒息事故に関する研究結果等)。また、不慮の事故の中で窒息による死亡者数は年々増加し、現在では最も多くなっている(厚生労働省、人口動態統計)。国内では高齢者の誤嚥による死亡事故訴訟が散見されるようになってきた。近年の判例では病院や施設の法的責任が認容されるケースが増加している。ある事例において、第1審判決では事業者に過失はないと判断されたが、第2審では入所者の生命及び健康等を危険から保護する安全配慮義務違反が認定された(判例タイムズ2014:1395;160-169)。

海外でも、高齢者の嚥下障害問題(Kaiser-Jones et al. Geriatr Nurs. 1999; 77-82)、高齢者施設における責任リスクの増加(Kapp MB. J Am Geriatr Soc. 2000; 97-99)について報告されている。近年では、老人ホームにおけるいくつかの嚥下障害医事訴訟例について検討が行われており(Tanner DC J Gerontol Nurs. 2010; 41-46)、国外においてもこれらの事故防止が急務とされている。

高齢者の誤嚥事故では、食材の選択、食事における監視、歯および口腔内の状態把握、救急救命処置などが争点となっている。食事前の段階においては、誤嚥の可能性、予見性の判断や誤嚥の予防措置の有無が問題となっている。また、この予見性の判断には既往歴、年齢、過去のむせ・誤嚥、口腔の状態および認知症の有無等が、予防措置には覚醒の確認、姿勢、口腔内ケア、義歯装着等が含まれる。実際の判例においてもこの予見性や誤嚥予防措置が争点となっていることが多い。ところで、わが国では、食育推進基本計画が行われており、その中の「歯科保健活動における食育推進」では、ライフステージに応じ

た食べ方支援および食品の物性に応じた窒息などの予防を含めた食べ方支援を歯科分野から推進することが明記されている。このように、誤嚥防止に医師、管理栄養士の医療従事者とともに、歯科医師および歯科衛生士の歯科専門職が果たすべき役割は大きいと考えられる。そうだとすれば、歯科専門職が、高齢者の食べ方支援に積極的に関わっていくことが望まれている。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は以下の2点である。

(1) 高齢者の誤嚥事故訴訟において、医療および介護従事者の法的責任に関連する要因を特定する。

これまでに、医事訴訟判決に影響を与える因子として、傷害の程度、患者の年齢、性別、医師の患者への説明態様(医師数、説明場所、同意の有無、説明回数等)が明らかになっている(Hagihara A, et al. J Law Med; 2003 Nov; 11(2):162-84, Hagihara A, et al. International Journal of General Medicine. 2011 2;4:289-97)。本研究においては対象が、医療のみならず介護従事者となることから、新たに誤嚥事故に関連した要因を過不足無く付加したうえ、詳細に分析する予定である。

(2) 高齢者の誤嚥防止のため、歯科分野からの関わり、支援要因を明らかにする。

これまでに、誤嚥予防の判断に嚥下や口腔の状態把握が重要であることが明らかになっている。しかしながら、具体的に、歯科専門職がどのような内容および頻度で誤嚥予防に関わっていくことが良いのかは明らかになっていない。本研究では、事故訴訟について定量的なデータベースを作成することによって、他の医療領域および介護領域との連携について検討を行う。

## 3. 研究の方法

本研究は、まず高齢者誤嚥事故が問題とな

った医科および介護分野の医事訴訟の判例を分析することによって行う。出来る限り多くの判例を収集し、医療及び介護従事者の法的責任に関連すると考えられる要因を変数として設定する。それを基に各判例をコード化し、全判決から成るデータベースを構築する。

つぎに、訴訟判決に影響を与えた因子について、詳細に分析、特定する。また、医療および介護従事者の職種ごとの法的責務と訴訟判決への関連について比較検討する。特に歯科分野において、誤嚥予見に寄与した要因について詳細な検討を行う。

#### 4. 研究成果

まず(1)高齢者の誤嚥事故訴訟において、医療および介護従事者の法的責任に関連する要因を特定することを目的として実施した。高齢者の誤嚥事故では食材の選択、食事における監視、誤嚥の予見義務および事後対応として救急救命処置などが争点となっていた。食事前の段階においては、誤嚥の可能性、予見性の判断や誤嚥の予防措置の有無が問題となっていた。この予見性の判断には既往歴、年齢、過去のむせ・誤嚥、口腔の状態および認知症の有無等が、予防措置には覚醒の確認、姿勢、口腔内ケア、義歯装着等が含まれており、今回分析した判例においてもこの予見性や誤嚥予防措置が争点となっているものが多かった。医療および介護従事者の法的責任に関連する要因を特定したところ、勝訴判決に有意な関連がみられた因子は、誤嚥の予見性、食事介助の適切さ、食事監視および救急救命であることが明らかとなった。有意ではないが、関連傾向が見られた因子は、嚥下障害の有無、食事の自立度および食事の見守り有無であった。一方、食物選択と判決に関連はみられなかった。

さらに、食物選択が争点となっている判例について分析したところ、男性、食事中ため

こみがない、誤嚥時期が咽頭期および場所が病院であるものが有意に多い結果となった。

本研究では、目的を2点設定していたが(2)高齢者の誤嚥防止のため、歯科分野からの関わり、支援要因を明らかにする。については、当初予定していた量的分析を行うことが出来なかった。その理由は、高齢者の誤嚥事故訴訟において、医療および介護従事者の法的責任に関連する要因として、食事監視に関わる因子の影響が高かったためである。しかしながら、嚥下障害の有無は、法的責任の関連傾向がみられ、今後詳細な分析を行う予定にしている。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 2 件)

Hamasaki T, Hagihara A: Malpractice litigation about the choke accident and food choice in elderly people in Japan, 35<sup>th</sup> ISQua, 2018 September (Kuala Lumpur)

Hamasaki T, Hagihara A: Malpractice litigation about the choke accident in elderly people in Japan, 33<sup>th</sup> ISQua, 2016 October (Tokyo)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

濱崎 朋子 (HAMASAKI TOMOKO)  
九州女子大学・家政学部・教授  
研究者番号：60316156

(2) 研究分担者

萩原 明人 (HAGIHARA AKIHITO)  
九州大学・大学院医学研究院・教授  
研究者番号：50291521

(3) 連携研究者

( )  
研究者番号：

(4) 研究協力者

( )